

ホルスタイン種及び同種系牛の 登録制度の改正について

県酪連 松田 技師

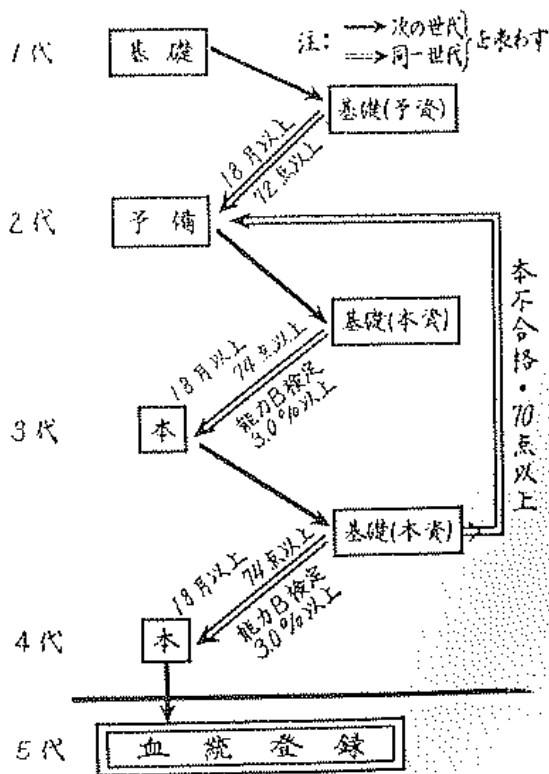
昭和37年4月1日からホルスタイン種及び同種系牛の登録制度が、全面的に改正されました。

今迄のホ種登録は単なる血統を証明する登録制度で、高等登録も薦奨的なものでしたが、これを根本的に改正して、新に保証血統登録の制度を設けて、選択登録制度としたものであります。

ホ種系登録は選択制度であったのですが、従来基礎、予備、本登録の子は全て犢登記して、後一定年令に達したときに、それぞれの資格によって体格審査、並びに能力検定を受けなければならないことになっていました。そのため飼育者は一度犢登記証明書を手にすると、それで登録が完了したものと思ひ、後に受けねばならない予備、本登録を受けない方が間々ありましたので、折角登録の網に入ったものが、又無登録牛になってしまうということがありました。

今回は犢登記を廃して、基礎・予備・本登録の3本立てに改正されましたが、それを図表で示せば次頁のようになります。

ホルスタイン種系牛登録制度図解



登録料金

従来登録の料金は地区により、その額がまちまちで遺憾な点がありましたので、県下どこで登録を受けても同額の料金で出来るようつぎの通り改正しました。

[料金表]

血統登録	4ヵ月以内
〃	6ヵ月以内
〃	12ヵ月以内
〃	1年以上
〃	種系登録より繰入れるもの(登録証あるもの)
	1,200

保証血統登録

高等登録

高等 同時申込

保証

移動証明(血、保共)

基礎登録

〃

予備登録

本登録

基礎移動証明(旧犢登記を含む)

予備移動証明

本登録移動証明

なお 血統証明料金中4ヵ月以内のものは、昭和37年4月1日以後に生れたものから適用されます。それ以前に生れたものは生後6ヵ月までのものは、1,200円で取扱います。ただしこの料金表は、日本ホルスタイン登録協会の窓口へ申込書が到着した日をもって計算いたします。

なお登録制度上不明の点は、左記へ御照会ください。

(岡山市桑田町1の2 岡山県酪農協連合会)

ホルスタイン種登録制度図解〔新規程〕

